

条 例 議 案 の 概 要

—令和6年9月定例会—

目 次

議案第 83 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	1
議案第 84 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 85 号	盛岡市下水道条例及び盛岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第 86 号	盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議案第 87 号	盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	17

議案第 83 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正に伴い、生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第 144号）を準用して行う保護の決定等に関する事務において利用する特定個人情報から、特例給付の支給に関する情報を削ろうとするものである。

2 改正の内容

別表第2の14の項において、生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定等の事務に際し、児童手当法による「児童手当」又は「特例給付」の支給に関する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を利用することができることを規定しているが、児童福祉法の改正により、令和6年10月から「特例給付」が廃止されることから、同項から「特例給付」を削るものである。

なお、「特例給付」とは、前年所得が制限額以上かつ上限額未満の所得者を対象に、特例として支給される手当（月額 5,000円／人）である。

3 施行期日

令和6年10月1日

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号	○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号																								
改正 略	改正 略																								
令和6年 月 日条例第 号																									
盛岡市個人番号の利用等に関する条例	盛岡市個人番号の利用等に関する条例																								
第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)	第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)																								
第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の機関が保有する利用特定個人情報（当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を必要な限度で利用して処理する特定個人番号利用事務	第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の機関が保有する利用特定個人情報（当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を必要な限度で利用して処理する特定個人番号利用事務																								
2 次の各号に掲げる事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該各号に掲げる情報の提供を受けることができるときは、当該各号に掲げる情報の提供を受けるものとする。 (1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報	2 次の各号に掲げる事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該各号に掲げる情報の提供を受けることができるときは、当該各号に掲げる情報の提供を受けるものとする。 (1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報																								
3 次の各号に掲げる事務において、当該事務で利用する当該各号に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における当該各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。 (1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報	3 次の各号に掲げる事務において、当該事務で利用する当該各号に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における当該各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。 (1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報																								
第4条及び第5条 略	第4条及び第5条 略																								
附 則 略	附 則 略																								
附 則（令和6年条例第 号）																									
この条例は、令和6年10月1日から施行する。																									
別表第1 略	別表第1 略																								
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																								
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>2 市長</td><td>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>3 市長</td><td>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの	2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の	<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>2 市長</td><td>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>3 市長</td><td>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの	2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
機関	事務	特定個人情報																							
1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの																							
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの																							
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の																							
機関	事務	特定個人情報																							
1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの																							
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの																							
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の																							

改正後				改正前			
			自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの				自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費の給付に関する情報（以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費の給付に関する情報（以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情	5	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情

改正後				改正前			
			報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの				報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの				外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの	6	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	7	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	8	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの	9	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
10	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	10	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの

改正後				改正前			
		るもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの			るもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
11	市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	11	市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
12	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	12	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
13	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	13	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
14	市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	14	市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

改正後				改正前			
			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当 の支給に関する情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの				児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当 又は特例給付 の支給に関する情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
15	市長	乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の	15	市長	乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の

改正後				改正前			
			支給に関する情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの				支給に関する情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
16	市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	16	市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
別表第3 略				別表第3 略			

議案第 84 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

公共下水道の使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の背景

令和 7 年度を初年度とする「上下水道ビジョン（基本計画及び経営戦略）」の策定を進めていく中で、現行使用料の妥当性の検討を行ったところ、公共下水道事業については、平成22年に改定した現行使用料のままでは令和 7 年度以降、収益的収支において純損失を計上する見込みとなるため、適正な受益者負担の観点から、公共下水道の使用料を改定しようとするものである。

3 改正の内容

公共下水道の基本使用料及び従量使用料の額を改定するとともに、従量使用料に係る汚水の排出量の区分を変更するため、別表第 1 を次のとおり改正する。

【改定後】

汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料	
		汚水の排出量	金額(1m ³ につき)
一般汚水	1,287円	5m ³ までの分	66円
		5m ³ を超え10m ³ までの分	77円
		10m ³ を超え15m ³ までの分	132円
		15m ³ を超え20m ³ までの分	143円
		20m ³ を超え25m ³ までの分	176円
		25m ³ を超え30m ³ までの分	198円
		30m ³ を超える分	275円
公衆浴場汚水	1,287円	—	28円
臨時汚水	—	—	376円

【改定前】

汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料	
		汚水の排出量	金額(1m ³ につき)
一般汚水	995円	10m ³ までの分	45円
		10m ³ を超え20m ³ までの分	101円
		20m ³ を超え30m ³ までの分	141円
		30m ³ を超え50m ³ までの分	195円
		50m ³ を超える分	257円
公衆浴場汚水	995円	—	23円
臨時汚水	—	—	302円

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第13条まで 略 (使用料の算定) 第14条 使用料の額は、別表第1に定める基本使用料の額と同表により算定した従量使用料の額を加算して得た額とする。 第15条から第29条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市下水道条例の規定は、令和7年5月1日以後に最初に計量し、又は認定した汚水の排出量に係る月分の使用料(隔月の定例日に計量し、又は認定した汚水の排出量に係る使用料にあっては、同年5月分として徴収する使用料)から適用する。				○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第13条まで 略 (使用料の算定) 第14条 使用料の額は、別表第1に定める基本使用料の額と同表により算定した従量使用料の額を加算して得た額とする。 第15条から第29条まで 略 附 則 略			
別表第1 (第14条関係)				別表第1 (第14条関係)			
汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料		汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料	
		汚水の排出量	金額 (1立方メートルにつき)			汚水の排出量	金額 (1立方メートルにつき)
一般汚水	1,287円	5立方メートルまでの分	66円	一般汚水	995円	10立方メートルまでの分	45円
		5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	77円			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	101円
		10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	132円			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	141円
		15立方メートルを超え20立方メートルまでの分	143円			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	195円
		20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	176円			50立方メートルを超える分	257円
		25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	198円				
		30立方メートルを超える分	275円				
公衆浴場汚水	1,287円	—	28円	公衆浴場汚水	995円	—	23円
臨時汚水	—	—	376円	臨時汚水	—	—	302円
備考 1 水道水(30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターを設置した給水装置により供給を受けるものを除く。)を使用した場合において、定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合(正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。)における当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直前の定例日から当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直後の定例日までの期間に係る基本使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 (1) 定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 当該使用を開始し、又は再開した日からその日の直後の定例日までの期間の日数(以下「開始・再開後日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに開始・再開後日数を乗じて得た額				備考 1 水道水(30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターを設置した給水装置により供給を受けるものを除く。)を使用した場合において、定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合(正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。)における当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直前の定例日から当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直後の定例日までの期間に係る基本使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 (1) 定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 当該使用を開始し、又は再開した日からその日の直後の定例日までの期間の日数(以下「開始・再開後日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに開始・再開後日数を乗じて得た額			

改正後	改正前
イ 開始・再開後日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額 (2) 定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 当該使用を休止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を休止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「休止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに休止・廃止前日数を乗じて得た額 イ 休止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額 2 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。 3 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。	イ 開始・再開後日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額 (2) 定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 当該使用を休止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を休止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「休止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに休止・廃止前日数を乗じて得た額 イ 休止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額 2 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。 3 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。
別表第2 略	別表第2 略

議案第 85 号

盛岡市下水道条例及び盛岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

排水設備等の図面の写しの交付に係る手数料を定めるとともに、上下水道事業管理者が公益上その他特別の事情等があると認めたときに手数料を減免することができることとしようとするものである。

2 改正の背景

令和6年度末に排水設備等の図面の電子化を完了し、迅速な図面の交付が可能となることから、図面の写しの交付により利益を受ける者に対して適正な負担を求めることにより、下水道事業の収入確保に資するため、排水設備等の図面の写しの交付に係る手数料を徴収しようとするものである。

3 改正の内容

- (1) 排水設備等の図面の写しの交付に係る手数料を定め、その額を1枚につき500円とする。
- (2) 上下水道事業管理者が公益上その他特別な事情等があると認めたときに手数料を減免することができる規定を定める。
- (3) このほか、必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

令和7年4月1日

【第1条】盛岡市下水道条例 新旧対照表

改正後	改正前																																								
○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第3条まで 略 (排水設備の接続方法等) 第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。 次号及び第3号 において「公共ます等」という。)に固着させること。 (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。 (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が定めるものによること。 (4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾(こう)配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによるものとし、排水渠(きよ)の断面積及び勾(こう)配は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。	○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第3条まで 略 (排水設備の接続方法等) 第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。 以下この条及び次条 において「公共ます等」という。)に固着させること。 (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。 (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が定めるものによること。 (4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾(こう)配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによるものとし、排水渠(きよ)の断面積及び勾(こう)配は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。																																								
<table><tr><th rowspan="2">排水面積</th><th colspan="2">排水管</th></tr><tr><th>内径</th><th>勾(こう)配</th></tr><tr><td>200平方メートル未満</td><td>100ミリメートル以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>200平方メートル以上400平方メートル未満</td><td>125ミリメートル以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>400平方メートル以上600平方メートル未満</td><td>150ミリメートル以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>600平方メートル以上1,500平方メートル未満</td><td>200ミリメートル以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr><tr><td>1,500平方メートル以上</td><td>250ミリメートル以上</td><td>100分の1以上</td></tr></table>	排水面積	排水管		内径	勾(こう)配	200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上	200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上	400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上	600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	100分の1.2以上	1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	100分の1以上	<table><tr><th rowspan="2">排水面積</th><th colspan="2">排水管</th></tr><tr><th>内径</th><th>勾(こう)配</th></tr><tr><td>200平方メートル未満</td><td>100ミリメートル以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>200平方メートル以上400平方メートル未満</td><td>125ミリメートル以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>400平方メートル以上600平方メートル未満</td><td>150ミリメートル以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>600平方メートル以上1,500平方メートル未満</td><td>200ミリメートル以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr><tr><td>1,500平方メートル以上</td><td>250ミリメートル以上</td><td>100分の1以上</td></tr></table>	排水面積	排水管		内径	勾(こう)配	200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上	200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上	400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上	600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	100分の1.2以上	1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	100分の1以上
排水面積		排水管																																							
	内径	勾(こう)配																																							
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上																																							
200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上																																							
400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上																																							
600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	100分の1.2以上																																							
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	100分の1以上																																							
排水面積	排水管																																								
	内径	勾(こう)配																																							
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上																																							
200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上																																							
400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上																																							
600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	100分の1.2以上																																							
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	100分の1以上																																							
(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾(こう)配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによるものとし、排水渠(きよ)の断面積及び勾(こう)配は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。	(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾(こう)配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによるものとし、排水渠(きよ)の断面積及び勾(こう)配は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。																																								
<table><tr><th rowspan="2">排水人口</th><th colspan="2">排水管</th></tr><tr><th>内径</th><th>勾(こう)配</th></tr><tr><td>150人未満</td><td>100ミリメートル以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>150人以上300人未満</td><td>125ミリメートル以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>300人以上500人未満</td><td>150ミリメートル以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>500人以上</td><td>200ミリメートル以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr></table>	排水人口	排水管		内径	勾(こう)配	150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上	150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上	300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上	500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上	<table><tr><th rowspan="2">排水人口</th><th colspan="2">排水管</th></tr><tr><th>内径</th><th>勾(こう)配</th></tr><tr><td>150人未満</td><td>100ミリメートル以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>150人以上300人未満</td><td>125ミリメートル以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>300人以上500人未満</td><td>150ミリメートル以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>500人以上</td><td>200ミリメートル以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr></table>	排水人口	排水管		内径	勾(こう)配	150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上	150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上	300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上	500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上						
排水人口		排水管																																							
	内径	勾(こう)配																																							
150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上																																							
150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上																																							
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上																																							
500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上																																							
排水人口	排水管																																								
	内径	勾(こう)配																																							
150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上																																							
150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上																																							
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上																																							
500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上																																							
第5条から第24条まで 略 (手数料) 第25条 次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 第7条に規定する指定 1件につき1万1,000円 (2) 排水設備等の図面の写しの交付 1枚につき500円	第5条から第24条まで 略 (手数料) 第25条 第7条に規定する指定1件につき11,000円 の手数料を徴収する。																																								
2 前項の手数料は、 同項第1号に掲げる事務にあつては同号の指定の際に当該指定の申請をした者から、同項第2号に掲げる事務にあつては当該事	2 前項の手数料は、 第7条に規定する指定の際当該指定の																																								

改正後	改正前
務に係る申請の際に当該申請をした者から徴収する。 (使用料、占用料及び手数料の減免) 第26条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、占用料及び手数料を減免することができる。 第27条 略 (罰則) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者 (2) 排水設備等の新設等を行って、第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (3) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (4) 第8条又は第8条の3の規定に違反した使用者 (5) 第10条又は第11条の規定による届出を怠った者 (6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 正当な理由がなくて、第24条第1項の規定による装置の取り付けを拒否し、又は妨げた者 第29条 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。 別表第1及び別表第2 略	 申請をした者から徴収する。 (使用料及び占用料の減免) 第26条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料及び占用料を減免することができる。 第27条 略 (罰則) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者 (2) 排水設備等の新設等を行って、第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (3) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (4) 第8条又は第8条の3の規定に違反した使用者 (5) 第10条又は第11条の規定による届出を怠った者 (6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 正当な理由がなくて、第25条第1項の規定による装置の取り付けを拒否し、又は妨げた者 第29条 略 附 則 略 別表第1及び別表第2 略

【第2条】盛岡市農業集落排水施設条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市農業集落排水施設条例 第1条から第11条まで 略 (手数料) 第12条 排水設備の図面の写しの交付に係る申請をした者から1枚につき500円の手数料を徴収する。 2 前項の手数料は、排水設備の図面の写しの交付に係る申請の際に徴収する。 (使用料及び手数料の減免) 第13条 管理者は、公益上その他特に必要があると認めたときは、使用料及び手数料を減免することができる。 (行為の許可) 第14条 農業集落排水施設の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (立入検査等) 第15条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、使用者に対し、報告を求め、又はその職員に排水施設の存する土地若しくは建物に立ち入り、排水設備の検査をさせることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (損害賠償) 第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により農業集落排水施設の機能を妨げ、又はこれを損傷したときは、管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。 (罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備工事を行った者 (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備工事を施行した者 (3) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。	○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号 改正 略 盛岡市農業集落排水施設条例 第1条から第11条まで 略 (使用料 〃 の減免) 第12条 管理者は、公益上その他特に必要があると認めたときは、使用料 〃 を減免することができる。 (行為の許可) 第13条 農業集落排水施設の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (立入検査等) 第14条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、使用者に対し、報告を求め、又はその職員に排水施設の存する土地若しくは建物に立ち入り、排水設備の検査をさせることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (損害賠償) 第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により農業集落排水施設の機能を妨げ、又はこれを損傷したときは、管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。 (罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備工事を行った者 (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備工事を施行した者 (3) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。 附 則 略

議案第 86 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

マリオス立体駐車場の自動車を入庫し、又は出庫することができる時間を改めようとするものである。

2 改正の背景及び理由

マリオス立体駐車場の利用台数は、平成11年度をピークに減少し続け、特にも午後10時以降の利用が少ない状況である。また、深夜勤務を伴うことから、人員確保が容易ではない状況が続いている。

このようなことを踏まえ、自動車を入庫し、又は出庫することができる時間を変更することにより、労働条件を改善するとともに、経営の効率化を図ろうとするものである。

3 改正の内容

(1) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間を次のとおり改める。

改正後	改正前
午前 7 時から <u>午後10時</u> まで	午前 7 時から <u>午後11時</u> まで

(2) 駐車料金の時間区分を次のとおり改める。

改正後		改正前	
時間区分	駐車料金	時間区分	駐車料金
午前 7 時～午後 6 時	30分 100円	午前 7 時～午後 6 時	30分 100円
午後 6 時～ <u>午後10時</u>	1 時間 100円	午後 6 時～ <u>午後11時</u>	1 時間 100円
<u>午後10時</u> ～午前 7 時	1 時間 80円	<u>午後11時</u> ～午前 7 時	1 時間 80円

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月 4 日条例第36号 改正 略 令和 6 年 月 日条例第 号 盛岡市駐車場条例 第 1 条及び第 2 条 略 (供用時間等) 第 3 条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、次のとおりとする。 (1) 供用時間 午前零時から午後12時まで (2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間 ア 岩手公園地下駐車場 午前 7 時から午後10時まで イ マリオス立体駐車場 午前 7 時から午後10時まで ウ 盛岡駅西口地区駐車場 午前零時から午後12時まで 2 市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する駐車場にあつては、指定管理者。以下第 7 条まで及び第13条において同じ。)は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項第 2 号の時間を臨時に変更することができる。 第 4 条から第 7 条まで 略 (駐車料金) 第 8 条 駐車場に自動車を入庫させた者(以下「利用者」という。))は、別表に掲げる額の駐車料金を納付しなければならない。 2 市長は、利用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、自動車を入庫させた日の入庫開始時刻に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。 第 9 条から第22条まで 略 附 則 略 附 則 (令和 6 年条例第 号) 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の盛岡市駐車場条例別表第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に出庫する自動車に係る駐車料金から適用する。 別表(第 8 条関係) (1) 略 (2) マリオス立体駐車場の駐車料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th><th>駐車料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 7 時から午後 6 時まで</td><td>駐車時間30分までごとに100円</td></tr> <tr> <td>午後 6 時から午後10時まで</td><td>駐車時間 1 時間までごとに100円</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前 7 時まで</td><td>駐車時間 1 時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 駐車時間が午前 7 時、午後 6 時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる 1 時間(午後 6 時にまたがるときは、30分)以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後 6 時にまたがるときは100円、午前 7 時又は午後10時にまたがるときは100円の範囲内で規則で定める額とする。 2 午前 7 時から午後 6 時まで(午後 6 時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。)の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後 6 時から翌日の午前 7 時まで(午前 7 時にまたがるときは、そのまたがる 1 時間以内の時間を含む。)の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。 (3) 略	駐車時間	駐車料金	午前 7 時から午後 6 時まで	駐車時間30分までごとに100円	午後 6 時から午後10時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円	午後10時から翌日の午前 7 時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額	○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月 4 日条例第36号 改正 略 盛岡市駐車場条例 第 1 条及び第 2 条 略 (供用時間等) 第 3 条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、次のとおりとする。 (1) 供用時間 午前零時から午後12時まで (2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間 ア 岩手公園地下駐車場 午前 7 時から午後10時まで イ マリオス立体駐車場 午前 7 時から午後11時まで ウ 盛岡駅西口地区駐車場 午前零時から午後12時まで 2 市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する駐車場にあつては、指定管理者。以下第 7 条まで及び第13条において同じ。)は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項第 2 号の時間を臨時に変更することができる。 第 4 条から第 7 条まで 略 (駐車料金) 第 8 条 駐車場に自動車を入庫させた者(以下「利用者」という。))は、別表に掲げる額の駐車料金を納付しなければならない。 2 市長は、利用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、自動車を入庫させた日の入庫開始時刻に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。 第 9 条から第22条まで 略 附 則 略 別表(第 8 条関係) (1) 略 (2) マリオス立体駐車場の駐車料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th><th>駐車料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 7 時から午後 6 時まで</td><td>駐車時間30分までごとに100円</td></tr> <tr> <td>午後 6 時から午後11時まで</td><td>駐車時間 1 時間までごとに100円</td></tr> <tr> <td>午後11時から翌日の午前 7 時まで</td><td>駐車時間 1 時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 駐車時間が午前 7 時、午後 6 時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる 1 時間(午後 6 時にまたがるときは、30分)以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後 6 時にまたがるときは100円、午前 7 時又は午後11時にまたがるときは100円の範囲内で規則で定める額とする。 2 午前 7 時から午後 6 時まで(午後 6 時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。)の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後 6 時から翌日の午前 7 時まで(午前 7 時にまたがるときは、そのまたがる 1 時間以内の時間を含む。)の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。 (3) 略	駐車時間	駐車料金	午前 7 時から午後 6 時まで	駐車時間30分までごとに100円	午後 6 時から午後11時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円	午後11時から翌日の午前 7 時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額
駐車時間	駐車料金																
午前 7 時から午後 6 時まで	駐車時間30分までごとに100円																
午後 6 時から午後10時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円																
午後10時から翌日の午前 7 時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額																
駐車時間	駐車料金																
午前 7 時から午後 6 時まで	駐車時間30分までごとに100円																
午後 6 時から午後11時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円																
午後11時から翌日の午前 7 時まで	駐車時間 1 時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額																

議案第 87 号

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

展示即売室及び大浴場の使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 研修室等の使用料の額を次のとおり改定する。

区分	使用料		
	単位	金額（改正後）	金額（改正前）
展示即売室	1 月まで ごとに	販売額に <u>15 パーセント</u> を乗じて 得た額（その額に 1 円未満の端 数があるときは、これを切り捨て た額）	販売額に <u>12 パーセント</u> を乗じて 得た額（その額に 1 円未満の端 数があるときは、これを切り捨て た額）

(2) クア・ハウスの使用料の額を次のとおり改定する。

区分		使用料		
		単位	金額 (改正後)	金額 (改正前)
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用 (1 回につき)	<u>700 円</u>	<u>600 円</u>
		回数使用 (10 回につき)	<u>6,300 円</u>	<u>5,400 円</u>
	小学校児童以下の者 (3 歳未満の者を除く。)	普通使用 (1 回につき)	<u>350 円</u>	<u>300 円</u>
		回数使用 (10 回につき)	<u>3,150 円</u>	<u>2,700 円</u>

3 施行期日

令和 6 年 11 月 1 日

改正後	改正前																																												
○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市総合交流ターミナル条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者及び特別利用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。 2 この条例の施行の日前に納付された大浴場の回数使用に係る使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する総合交流ターミナルにあっては、その利用に係る料金)については、改正後の盛岡市総合交流ターミナル条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。	○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略 盛岡市総合交流ターミナル条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者及び特別利用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略																																												
別表(第8条関係) (1) 略 (2) 研修室等	別表(第8条関係) (1) 略 (2) 研修室等																																												
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="2">研修室</td><td>1時間までごとに</td><td>1,575円</td></tr><tr><td colspan="2">食品加工研修室</td><td>1時間までごとに</td><td>1,575円</td></tr><tr><td colspan="2">食工房</td><td>1室1月までごとに</td><td>52,500円</td></tr><tr><td colspan="2">展示即売室</td><td>1月までごとに</td><td>販売額に15パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</td></tr></table>	区分		使用料		単位	金額	研修室		1時間までごとに	1,575円	食品加工研修室		1時間までごとに	1,575円	食工房		1室1月までごとに	52,500円	展示即売室		1月までごとに	販売額に15パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="2">研修室</td><td>1時間までごとに</td><td>1,575円</td></tr><tr><td colspan="2">食品加工研修室</td><td>1時間までごとに</td><td>1,575円</td></tr><tr><td colspan="2">食工房</td><td>1室1月までごとに</td><td>52,500円</td></tr><tr><td colspan="2">展示即売室</td><td>1月までごとに</td><td>販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</td></tr></table>	区分		使用料		単位	金額	研修室		1時間までごとに	1,575円	食品加工研修室		1時間までごとに	1,575円	食工房		1室1月までごとに	52,500円	展示即売室		1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
区分			使用料																																										
		単位	金額																																										
研修室		1時間までごとに	1,575円																																										
食品加工研修室		1時間までごとに	1,575円																																										
食工房		1室1月までごとに	52,500円																																										
展示即売室		1月までごとに	販売額に15パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)																																										
区分		使用料																																											
		単位	金額																																										
研修室		1時間までごとに	1,575円																																										
食品加工研修室		1時間までごとに	1,575円																																										
食工房		1室1月までごとに	52,500円																																										
展示即売室		1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)																																										
(3) クア・ハウス	(3) クア・ハウス																																												
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="4">大浴場</td><td rowspan="2">中学校生徒以上の者</td><td>普通使用(1回につき)</td><td>700円</td></tr><tr><td>回数使用(10回につき)</td><td>6,300円</td></tr><tr><td rowspan="2">小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)</td><td>普通使用(1回につき)</td><td>350円</td></tr><tr><td>回数使用(10回につき)</td><td>3,150円</td></tr><tr><td colspan="2">家族風呂</td><td>1室1時間までごとに</td><td>1,050円</td></tr></table>	区分			使用料		単位	金額	大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用(1回につき)	700円	回数使用(10回につき)	6,300円	小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	普通使用(1回につき)	350円	回数使用(10回につき)	3,150円	家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="4">大浴場</td><td rowspan="2">中学校生徒以上の者</td><td>普通使用(1回につき)</td><td>600円</td></tr><tr><td>回数使用(10回につき)</td><td>5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)</td><td>普通使用(1回につき)</td><td>300円</td></tr><tr><td>回数使用(10回につき)</td><td>2,700円</td></tr><tr><td colspan="2">家族風呂</td><td>1室1時間までごとに</td><td>1,050円</td></tr></table>	区分			使用料		単位	金額	大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用(1回につき)	600円	回数使用(10回につき)	5,400円	小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	普通使用(1回につき)	300円	回数使用(10回につき)	2,700円	家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円
区分				使用料																																									
			単位	金額																																									
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用(1回につき)	700円																																										
		回数使用(10回につき)	6,300円																																										
	小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	普通使用(1回につき)	350円																																										
		回数使用(10回につき)	3,150円																																										
家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円																																										
区分			使用料																																										
			単位	金額																																									
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用(1回につき)	600円																																										
		回数使用(10回につき)	5,400円																																										
	小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	普通使用(1回につき)	300円																																										
		回数使用(10回につき)	2,700円																																										
家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円																																										
備考 1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。 2 総合交流ターミナルの宿泊施設の使用者(一般使用をする者を除く。)の使用料は、無料とする。	備考 1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。 2 総合交流ターミナルの宿泊施設の使用者(一般使用をする者を除く。)の使用料は、無料とする。																																												
(4) 略	(4) 略																																												